

**新潟県内高速バスネットワーク
無線LAN（Wi-Fi）環境整備事業プロポーザル募集要領**

令和3年3月12日
新潟県内高速バスネットワーク協議会

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県内高速バスネットワーク無線LAN（Wi-Fi）環境整備事業業務

(2) 目的

本協議会では、県民の県内移動の利便性向上や交流人口の拡大の実現に向けて、県内高速バスを中心とした持続可能で利便性の高い都市間高速交通ネットワークの構築に向けて取り組んでいます。

県内高速バスネットワークの利便性向上に向けた取組の一環として、バス車内におけるフリーWi-Fi環境を整備します。

(3) 業務内容

別紙「新潟県内高速バスネットワーク無線LAN（Wi-Fi）環境整備事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

2 見積限度額（令和3年度分）

5,566,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※イニシャル費用限度額：3,751千円（消費税及び地方消費税を含む）

ランニング費用限度額：1,815千円（消費税及び地方消費税を含む）

（運用開始する令和3年10月～令和4年3月までの半年分）

- ・応募に要する経費は含まず、自己負担となります。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りをお願いします。

3 スケジュール

| | |
|----------------|-------------|
| プロポーザル募集公示 | 3月12日（金） |
| 質問締切 | 3月17日（水） |
| 質問に対する回答 | 3月23日（火） |
| 参加申込み締切 | 3月26日（金） |
| 参加資格の審査・確認結果通知 | 3月30日（火） |
| 企画提案書の提出期限 | 4月8日（木） |
| 審査・ヒアリング | 4月16日（金）（仮） |
| 委託事業者決定、契約締結 | 4月中旬又は4月下旬 |

4 資格要件

(1) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

であること。

(2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(4) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 9 条本文に定める登録電気通信事業者として、総務省の次の Web サイトで名称が公表されていること。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04.html>

5 質疑応答

募集要領及び仕様書について不明な点がある場合は、以下の方法により質問してください。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けませんのでご了承ください。

(1) 質問方法

別紙様式 1「新潟県内高速バスネットワーク無線 LAN (Wi-Fi) 環境整備事業業務プロポーザルに関する質問票」による

(2) 提出期限

令和 3 年 3 月 17 日（水）午後 5 時

(3) 提出先

下記 13 問合せ先（担当）

(4) 提出方法

郵送、FAX 又は電子メールのいずれかによることとします。

※ 別途電話により提出した旨を連絡してください。

※ 電子メールで提出する際は、件名を「県内高速バスネットワーク無線 LAN (Wi-Fi) 環境整備事業業務プロポーザルに関する質問」としてください。

(5) 回答方法

令和 3 年 3 月 23 日（火）までに公益社団法人新潟県バス協会ホームページに掲載します。

6 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出願います。

(1) 提出書類

別紙様式 2「新潟県内高速バスネットワーク無線 LAN (Wi-Fi) 環境整備事業業務プロ

ポータル参加申込書」

- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和3年3月26日(金)午後5時(必着)
- (4) 提出先 下記13 問合せ先(担当)
- (5) 提出方法 持参又は郵送

※ 郵送の場合、別途電話により提出した旨を連絡してください。

※ 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

- (6) 参加資格の審査

参加申込書を提出した者全員に対し審査を行い、結果を書面により通知します。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

仕様書を踏まえ、以下の①～⑤について、具体的に提案願います。

①会社概要

②業務実績

過去に同種業務を実施している場合は、当該業務の内容及び実績について記載してください。

③企画提案

以下の項目については、明確に記載してください。

- ・無線LANの性能(規格、接続の安定性、使いやすさなど)
- ・無線LANを通じた県内高速バスネットワークの利用促進に向けた取組の提案

④実施スケジュール

全体スケジュール及び進行管理の方法について記載してください。

⑤実施体制

業務の責任者や担当部署、本協議会との連絡体制等について記載してください。

イ 見積書(任意様式)

見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印してください。

見積書の作成に当たっては、宛先を「新潟県内高速バスネットワーク協議会長」とし、インシヤル費用とランニング費用を明確に区別するとともに、ランニング費用については、1台当たりの月額費用を明記してください。

- (2) 提出期限 令和3年4月8日(木)午後5時【必着】
- (3) 提出部数 10部(正本1部、副本9部)
- (4) 提出先 下記13 問合せ先(担当)
- (5) 提出方法 持参又は郵送
- (6) その他

ア 参加者は、1つの提案しか行うことができないこととします。

イ 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めないこととします。

8 ヒアリングの実施

提案者から企画提案についてヒアリングを実施します。

(1) 実施日

令和3年4月16日（金）

※ 時間、会場等の詳細については、別途通知します。

(2) ヒアリング方法

提案者が自己の企画内容について説明した後、質疑を行います。ただし、本プロポーザルに参加を表明した者が3者以上の場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を3者に選定した上で実施します。

なお、一次審査の有無及びヒアリングの時間・会場等の詳細は、本プロポーザルの参加者に別途通知します。

9 審査要領

(1) 審査方法

協議会は、(2)に定める審査基準に基づき、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定します。

(2) 審査基準

| 項目 | 審査基準 | 配点 |
|--------|---|-----|
| 企画提案内容 | <ul style="list-style-type: none">無線LANの機能は、利用に当たって十分な内容となっているか。無線LANを通じた県内高速バスネットワークの利用促進に向けた取組について、具体的な提案がされているか。運用やサポート体制が具体的に示されており、事業実現性が見込まれるか。 | 30点 |
| 業務実績 | <ul style="list-style-type: none">過去の同種業務で良好な実績を挙げているか。過去の業務の経験及びそれらが本業務の実効性を担保するものか。 | 20点 |
| 実施体制 | <ul style="list-style-type: none">当協議会と十分な連絡体制があり、業務を効果的、効率的に実施するための取組体制及び人員体制であるか。スケジュールが具体的であり実現可能と認められるか。 | 20点 |
| 見積書 | イニシャル費用は、妥当な金額が提案されているか。 | 10点 |
| | ランニング費用は、極力小さくなっており、事業の継続性が見込まれる提案となっているか。 | 20点 |

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知します。

なお、審査結果（不採択理由等）に関するお問い合わせは応じかねますので、ご了承ください。

11 契約の締結

本協議会は、最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結します。また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合があります。

(1) 委託契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(2) 契約に当たっての留意事項

ア 契約の締結に際しては、別紙様式3「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出してください。

イ 契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定します。

ウ 委託費の支払については、原則として精算払とします。

エ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできません。

12 その他の留意事項

(1) 提案書作成、提出、ヒアリング参加等に要する経費は提出者の負担とします。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しません。

(3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがあります。

(4) 提出された申込書、提案書等は返却しません。

(5) 申込の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式4「新潟県内高速バスネットワーク無線LAN（Wi-Fi）環境整備事業業務プロポーザル参加辞退書」を提出してください。

(6) 次のいずれかに該当する者が行った提案は失格とします。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部または一部を記載せず、または書類に虚偽を記載し、これを提出した者

ウ ヒアリングに参加しなかった者

13 問合せ先（担当）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局 交通政策課 地域交通班 担当：石井

電話番号 025-280-5110

FAX 番号 025-284-5042

E-mail ngt170060@pref.niigata.lg.jp